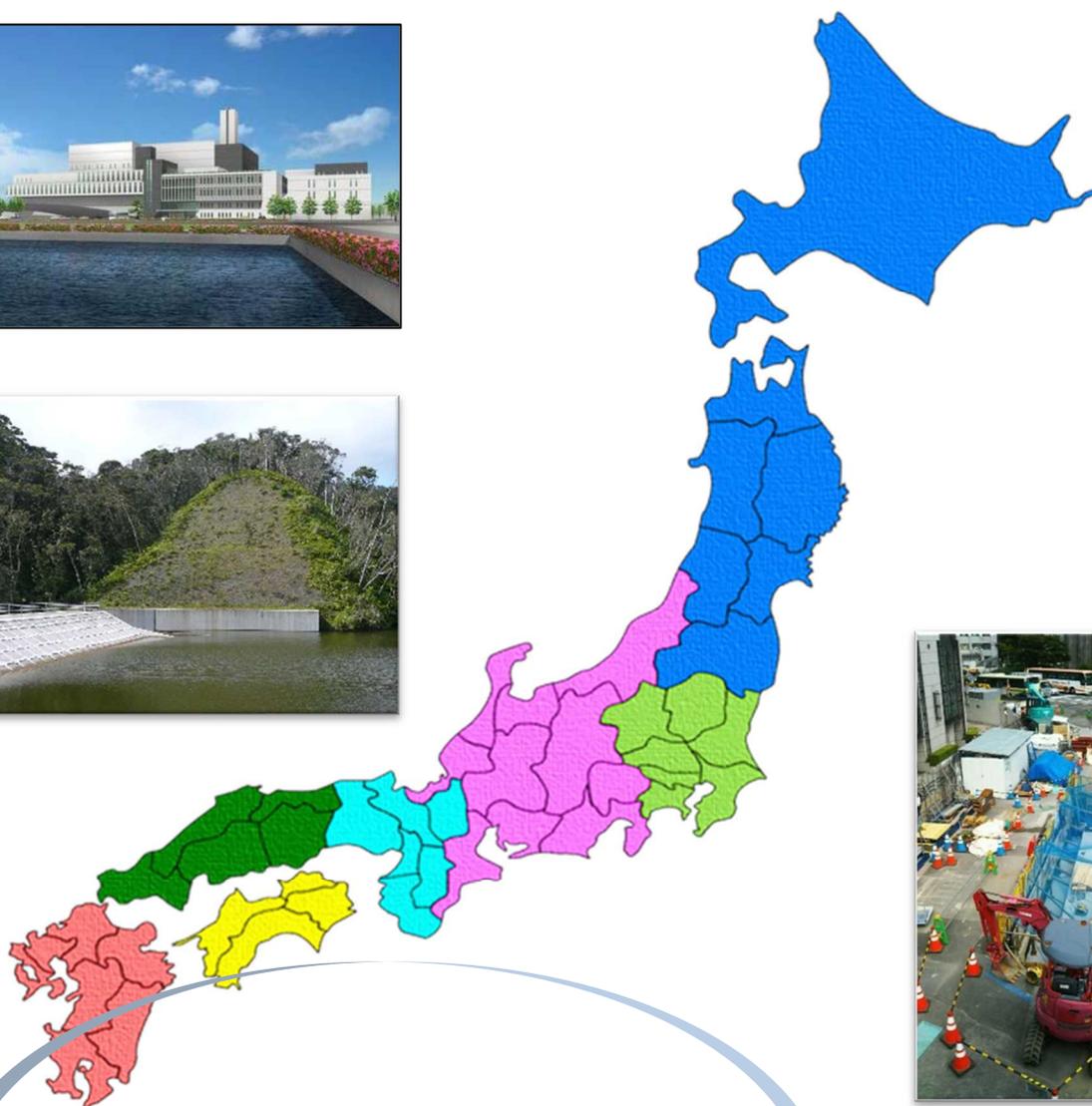


工事検査に伴う技術支援のご案内

公益社団法人大阪技術振興協会は地方公共団体に対して公共工事の工事検査業務の技術支援を行っています



協会は内閣府認定の公益社団法人であり科学技術の最高の国家資格である技術士の集団です



公益社団法人 **大阪技術振興協会**

1. 公益社団法人 大阪技術振興協会

当協会は、昭和 40（1965）年に設立され、公益事業として全国の地方公共団体から、工事監査および工事検査に伴う技術調査をはじめ、発注者技術支援業務、および地方公共団体技術職員の方々への研修業務などを受託しています。高度な技術力と高い信頼性のある内閣府認定の公益社団法人として評価されています。

2. 工事検査の内容

公共工事を実施した場合、地方自治法第 234 条の 2 第 1 項に基づく「検査」、および、公共工事の品質確保の促進に関する法律の第 7 条第 1 項に基づく「技術検査」をしなければなりません。

○地方自治法第 234 条の 2 第 1 項（契約の履行の確保）

普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合には、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認をするため、必要な監督又は検査をしなければならない。

○公共工事の品質確保の促進に関する法律の第 7 条第 1 項（品確法）（発注者の責務）

発注者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、公共工事等の仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事等の監督及び検査並びに工事等の実施中及び完了時の施工状況又は調査等の状況の確認及び評価その他の事務を、次に定めるところによる等適切に実施しなければならない。

3. 大阪技術振興協会が行う工事検査に伴う技術支援

1) 技術士資格を有する専門性の高い技術士が行います。

- ・担当する 60 余名の技術士は、科学技術の最高の国家資格である技術士資格を有しており、その一人一人がプロフェッショナルとして専門の技術分野の業務を高い倫理観を持って活動しています。
- ・担当技術士は、工事検査について法が求めるところを理解し、制度や技術に関しても幅広く深い知見を有しています。また、その力量を維持するため、工事検査要領を定めると共に、定期的な研修など技術者の継続的な研鑽を実施しています。

2) 地方公共団体の検査要領や基準に従って工事検査に伴う技術支援を行います。

- ・地方公共団体が検査要領や検査技術基準を定めておられる場合は、それらに従っての技術支援を行います。また、特に定めのない場合には、国土交通省等の検査要領や基準を準用して技術支援を行います。

4. 検査対象工事の種別

工事検査は、専門的な知識を必要とされますが、当協会は請負契約の履行状況を第三者の立場で検査項目に従って技術調査を実施します。

地方公共団体からの要請を受けて、土木・建築・上下水道・電気・機械・環境施設等の工事について検査技術基準に基づき技術調査を行います。

○土木・建築・上下水道・電気・機械・環境施設等の工事検査を行う工事種別

工事種別	内容
土木工事	道路・鉄道・港湾・河川・土工・トンネル・ダム・土地改良・法面災害復旧・橋梁維持修繕等の工事
建築工事	本庁舎・市民病院・公民館・保育所・小中学校・屋内体育館・避難防災施設・音響関連施設等の新設、改修、耐震補強等の工事
上下水道工事	上下水道管渠（開削、推進・シールド工事）・浄水場・処理場等の新設、改修、耐震補強等の工事
電気設備工事	建築物電気設備・発電充電設備・防災無線システム等の工事
機械設備工事	建築物機械設備・空調設備・給排水衛生設備等の工事
環境施設工事	廃棄物処理場・焼却炉・し尿処理等の新設、改修、定期点検等の工事

・本庁舎・市民病院・処理場等の総合的な施設の工事に対しては、建築・機械・電気等の必要な各分野の複数の専門技術士により技術調査を実施します。



書類調査状況



現地検査状況



5. 工事検査の方法

- 1) **検査要領・基準等の把握、設計図書・施工計画書等の提供：**
当該地方公共団体の検査要領や検査基準等を把握します。また、工事検査調書・設計図書・特記仕様書・施工計画書等の提供を求めます。
- 2) **施工状況の把握、確認事項準備：**
提供を受けた資料をもとに、事業目的・計画、工事概要、契約内容、工事内容、施工状況等を把握します。また、重点検査項目・箇所を整理し検査に備えます。
- 3) **書類検査：**
検査当日は、検査項目の内容確認とともに、契約図書及び工事関係書類全般の検査を行います。
- 4) **現地調査：**
現地の状況を観察し、目的物に関しては、出来形、品質、出来栄えについて検査を行います。
- 5) **講評及び報告書作成：**
検査終了後、講評を行い、また発注者の求めに応じて成績評定を作成します。後日、検査報告書を作成して提出します。

6. 工事検査の日程

日数	自治体	流れ	協会	手続き事項
	契約課			工事検査計画の立案（検査対象工事・検査日程）
0	契約課	⇔	協会	見積依頼書の発送、見積書の送付
15	契約課	⇔	協会	落札、契約書の発送、契約書押印・送付
20	契約課	⇔	協会	技術士選任依頼、技術士選任届・業務経歴書等の送付
30	担当部局	→	技術士	検査調書・図面・特記仕様書・施工計画書等の送付
			技術士	工事内容の把握、重点検査項目・箇所の整理
	契約課			工事検査の準備（検査会場・出席者の確認）
50	契約課	←	技術士	事前に契約課へ連絡、検査・行程などの確認
60	検査員	←	技術士	契約課・挨拶・検査官と打合せ
	監督員	⇔	技術士	(午前)書類調査、(午後)現地調査・講評・成績評定
65	検査員	←	技術士	調査報告書の送付
70	契約課	←	協会	調査報告書（協会印押印）・請求書の送付

注) 日数については、標準的な日数を記載しています。

7. 工事検査を外部の専門的知識を有する者に委託する根拠

○公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）の第7条第1項第14号

公共工事等の監督及び検査並びに施工状況等の確認及び評価に当たっては、情報通信技術の活用を図るとともに、必要に応じて、発注者及び受注者以外の者であって専門的な知識又は技術を有するものによる、工事等が適正に実施されているかどうかの確認の結果の活用を図るよう努めること。

○地方自治法施行令第167条の15第4項（監督又は検査の方法）

普通地方公共団体の長は、地方自治法第234条の2第1項に規定する契約について、特に専門的な知識又は技能を必要とすることその他の理由により当該普通地方公共団体の職員によつて監督又は検査を行なうことが困難であり、又は適当でないと認められるときは、当該普通地方公共団体の職員以外の者に委託して当該監督又は検査を行なわせることができる。

○労働基準法第十四条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準

労働基準法第十四条第一項第一号に規定する専門的知識等であつて高度のものは、次の各号のいずれかに該当する者が有する専門的な知識、技術又は経験とする。

イ 公認会計士、ロ 医師、ハ 歯科医師、ニ 獣医師、ホ 弁護士、ヘ 一級建築士、ト 税理士、チ 薬剤師、リ 社会保険労務士、又 不動産鑑定士、ル 技術士、ヲ 弁理士

<お問い合わせ先>

技術に関するご相談がございましたら、お気軽にお尋ねいただければ幸いです。

公益社団法人 大阪技術振興協会
 〒550-0004 大阪市西区靱本町1丁目8番4号
 大阪科学技術センタービル504号室
 電話 06-6444-4798 FAX 06-6444-4818
 MAIL 504@otpea.or.jp URL <https://www.otpea.or.jp>

2024.8